

## 中国管内の平成26年度電波監視の概要

## 1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

## (1) 申告全般

平成26年度に当局に寄せられた申告・相談の総件数は199件で、平成25年度と比較すると5件（約2.6%）増加しました。

申告・相談内容の内訳は、重要無線通信妨害(注1)に関する申告が57件で昨年度比12件（27%）増加、また、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告が101件、人体への電磁波の影響に関する相談やテレビ・ラジオ、無線LAN等への障害に関する電磁障害申告が41件となりました。（図1-1）

なお、現地調査による原因者への改善措置及び指導等により、194件(97.5%)について解決しました。残り5件については引き続き調査を進めています。

(注1)：総務省では、携帯電話などの電気通信業務、航空、防災行政、放送、鉄道事業、気象、電気、ガス事業などの人命や財産の保護に関わるものや治安の維持などを目的とする公共的な業務に関わる無線通信を「重要無線通信」と位置付けています。

図1-1 年度別申告等の推移

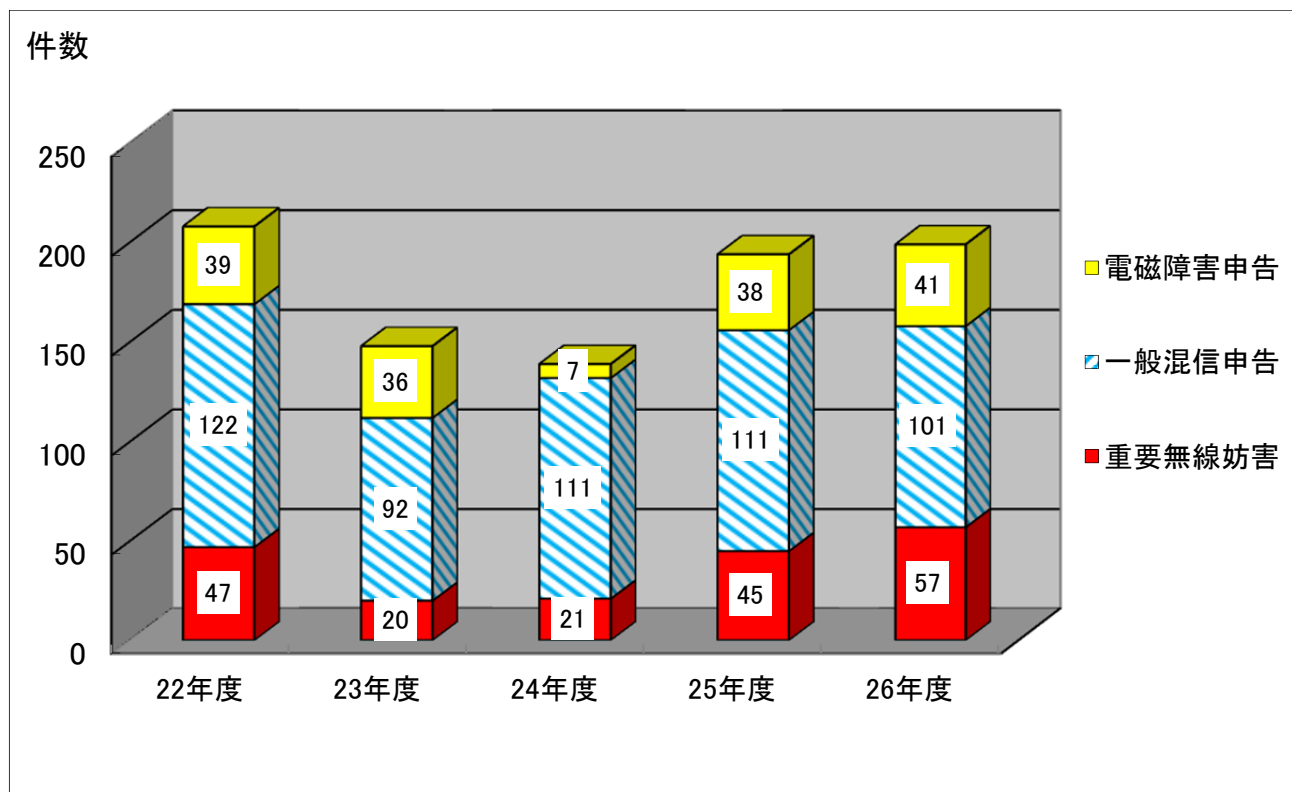
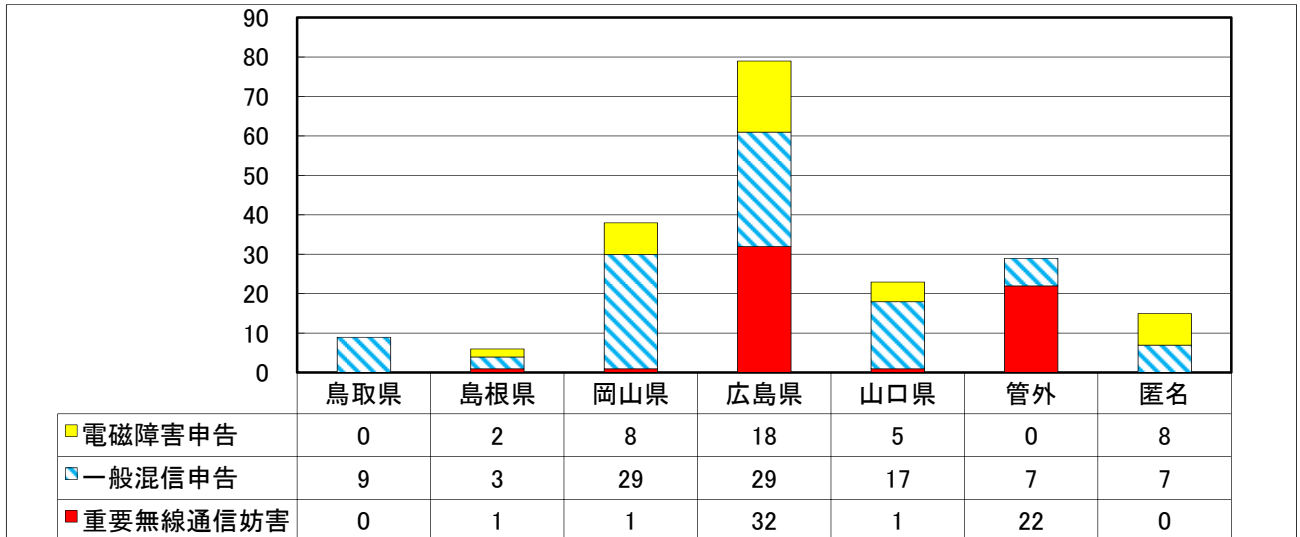


図 1 - 2 地域別申告件数

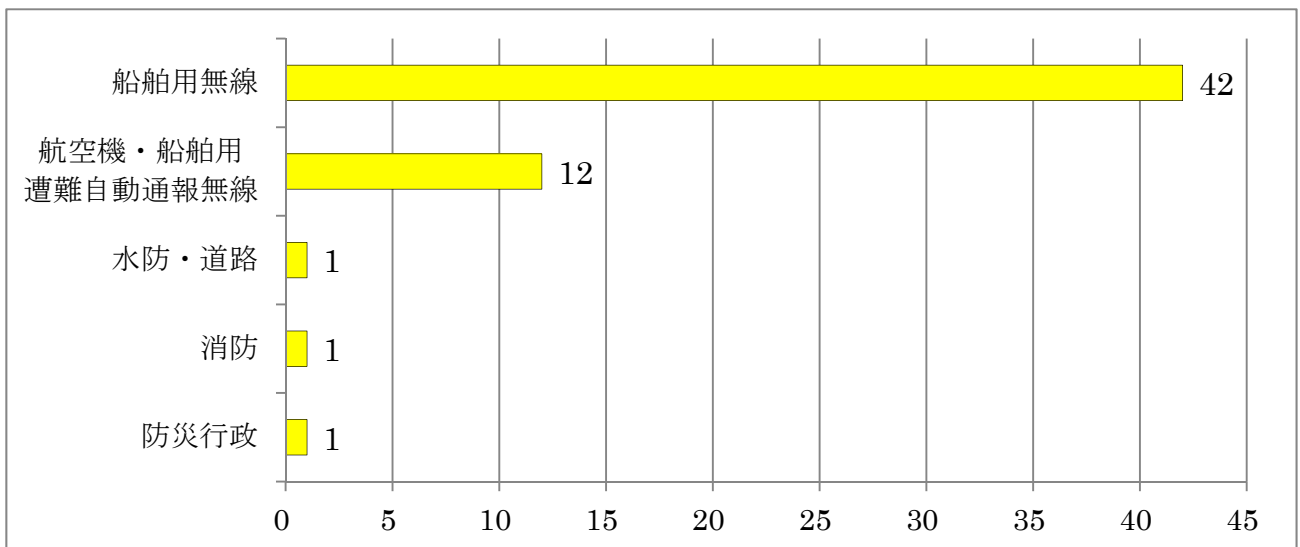


(2) 重要無線通信妨害申告

重要無線通信へ混信・妨害が発生した場合には、24時間体制で申告を受け付けており、混信・妨害の排除に努めています。

平成26年度の重要無線通信妨害の用途別申告件数(図1-3)は、船舶用無線の混信妨害が42件(前年度9件)で全体の約74%と大きな割合を占めており、次いで航空機・船舶用遭難自動通報設備から発せられた遭難信号の対応に係るものが12件、その他防災行政用無線等に関する申告が3件ありました。

図 1 - 3 重要無線通信妨害申告件数(用途別)



2 不法無線局対策等の取組状況

不法無線局(総務大臣の免許を受けていない無線局)や違法無線局(無線局の免許は受けているものの、電波法令に違反して通信をしている無線局)はテレビ・ラ

ジオへの受信障害、消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、管内の捜査機関（警察署、海上保安署）と連携して共同取締りを実施しています。また、電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）により不法・違法無線局の所在確認を行い、電波法令を遵守するよう指導しています。

(1) 不法無線局の共同取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを19回行い、摘発は11件、指導を34件行いました。摘発の内訳は、不法アマチュア無線局が5件、不法船舶用無線局が6件となっています。



共同取締りの模様



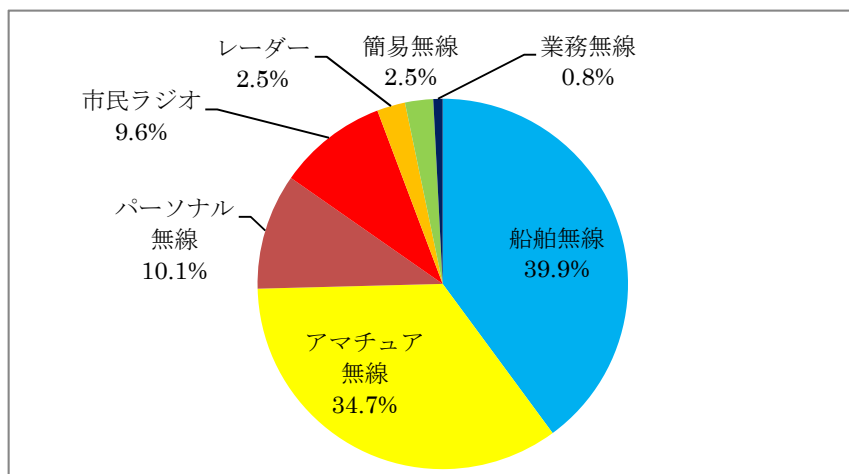
不法アマチュア無線機

(2) 不法・違法無線局への指導等

電波監視により確認した不法無線局に対して文書指導を285件、違法無線局に対して文書指導を81件、訪問指導を1件、口頭（電話を含む。）指導を4件行いました。文書指導の内訳は、不法船舶用無線局、不法・違法アマチュア無線局、不法パーソナル無線局及び不法市民ラジオの4局種で全体の9割以上を占めています。

このほか、「無線局の呼出名称を送信しない」等、無線局の運用ルールを守らないアマチュア無線局に対して、同一周波数の電波による注意喚起（電波による規正）を146件行いました。

図2 無線局別の文書指導の割合



### (3) 無線機器の鑑定

捜査機関が押収した電波法違反と思われる39台の無線設備について、刑事訴訟法第223条第1項に基づく囑託を受け、鑑定を行いました。

### 3 電波監視体制の強化

当局では、管内における重要行事の開催時等は、電波監視体制を強化して取り組んでいます。平成26年度は、下表の行事開催にあわせて現地等における電波監視体制を強化するなど、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制を整備しました。

電波監視体制の強化期間	関係行事名称	監視対象地域
4月23日(水)～4月25日(金)	オバマ米大統領来日	管内のうち、固定監視可能な地域
8月5日(火)～8月6日(水)	平和記念式典	広島市内
12月3日(水)～12月4日(木)	天皇皇后両陛下下行幸啓	広島市、東広島市、三原市

### 4 電波利用ルール等の周知・啓発

電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解を深めるため、様々な周知・啓発活動を行っています。

#### (1) 流通分野への周知・啓発活動

不法無線局の未然発生防止や免許情報告知制度(注2)について、また、発射する電波が著しく微弱の範囲にあると称しているにもかかわらず、微弱の範囲を超えて販売されている無線機器や技術基準不適合設備を販売しないよう、販売店への周知・啓発活動を行っています。

平成26年度は、管内の家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を113店舗訪問し、周知・啓発を行いました。

#### (2) 電波利用環境保護周知啓発強化期間における取組み

毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、この期間を中心に電波利用ルールに係る周知・啓発活動を集中的・重点的に行い、良好な電波利用環境の整備を推進しています。

平成26年度は、「不法電波をシャットアウト！」をキャッチフレーズに、下表の周知・啓発活動を行いました。

形態	対象等	配布枚数
新聞広告	中国5県の地方紙5紙、日経新聞	—
電車中吊り広告	JR西日本(山陽・山陰本線等)、広島電鉄、広島高速交通、岡山電気軌道	約1,500枚(掲示)
関係団体に対する協力依頼	官公庁、自治体、報道機関、道の駅、漁協、森林組合、トラック協会、無線機器販売店等 約800カ所	ポスター 2,200枚 リーフレット 約27,000枚



平成26年度電波利用環境保護周知啓発用ポスター

(3) 無線設備の試買テスト(注3)

無線設備の試買テストの結果、管内の不適合機器の販売業者又は輸入業者7社に対して文書により販売中止要請を実施しました。その結果、いずれについても販売中止の措置が執られました。

(4) 不法パーソナル無線撲滅に向けた周知・啓発

11月から1月の間で、管内のAM及びFMラジオ放送による20秒スポットCMを実施しました。

また、不法パーソナル無線対策用広報番組（ラジオCM素材等による動画。）を、YouTube上の「中国総通局チャンネル」に掲載し、多角的な周知・啓発を行いました。

「パーソナル無線に関する総務省からの重要なお知らせ」  
 ～無免許・改造されたパーソナル無線の開設・運用は電波法違反です！！～  
<https://www.youtube.com/user/CbtChNews>

(5) 電波教室

中国総合通信局長が委嘱する電波適正利用推進員（電波の適正利用を推進する活動を行う民間のボランティア）が、電波の適正な利用に関する周知・啓発活動の一環として「電波教室」を開催しています。

平成26年度は、管内で22回電波教室を開催し、小学生と中学生を合わせて322名、その保護者等約250名、計約570名の参加がありました。



(電波教室の様相)



(注2)：免許情報告知制度：電波法第102条の14の規定により、販売業者は無線機器を販売する際に、購入者に対し無線局免許申請が必要であることを周知する義務があります。

(注3)：無線設備の試買テストとは、発射する電波が著しく微弱で免許が不要な無線設備であると称しているにもかかわらず、実際は微弱の範囲を超え、総務大臣の免許が必要な無線設備が市場に多数流通し、他の無線局に障害を与える事例が発生していることから、一般消費者が誤って購入・使用し障害を与えることのないよう、無線設備を購入して測定を行い、その結果を公表する取り組みのことです。

## 5 電波の安全性に関する周知・啓発

電波が健康に影響を与えるのではないかとという疑問や不安に応え、電波の安全性について正しく理解してもらうため、工学・医学・行政の各分野の専門家が講師となり、広く一般の方々を対象として、毎年説明会を開催しています。

平成26年度は出雲市において「電波の安全性に関する説明会」を10月21日(火)に開催し、電波の性質、人体への健康や影響、電波の生体影響に関する国際機関での取り組みについて理解を深めました。説明会には定員一杯の50名の参加がありました。



(説明会の模様)

## 6 申告受付窓口

混信妨害及び電磁環境障害の申告や不法無線局の申告は、以下の窓口で受け付けています。

中国総合通信局電波監理部電波利用環境課

電話：082-222-3332

(受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8：30から17：15まで)

## 【参考】中国管内の混信・妨害の特異事例

近年、身近にある様々な電気・電子機器等から発せられる電磁波により、無線局等への混信・妨害が増加しています。近年、管内では次のような事例が発生しました。

### 1. 電柱から防災行政用無線への混信

山口県内の自治体が運用している防災行政無線が外来波により通信ができないとの申告を受けて調査した結果、近傍に設置されている電柱から輻射されている電波が原因であることを特定し電柱管理者の協力を得て障害を排除しました。（平成 26 年 10 月）



調査状況（左）と破損した設備（右）

### 2. 照明用LED電球からキーレスエントリーへの混信

島根県内の飲食店の駐車場において車のキーレスエントリーが動作しないとの申告を受けて調査した結果、飲食店内に設置された照明用のLED電球（A社製の特定機種）から発生した雑音が原因であることを特定して、障害を排除しました。（平成 25 年 6 月）



障害原因となったLED電球

### 3. 短波受信機の受信ブースターからドクターヘリ\*用無線への混信

広島県内のドクターヘリ用の無線局にAMラジオの音声が入感し、通信に支障があるとの申告を受けて調査した結果、一般家庭に設置されていた短波受信機の受信ブースターから輻射されている電波が原因であることを特定し、障害を排除しました。（平成 26年1月）

\*ドクターヘリ： 救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。



障害原因となった受信ブースターなど